平成２４年（フ）第１０７８号
千葉市美浜区高浜４丁目２番２棟202号
債務者　土屋恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５１号
愛知県豊田市西中山町山ノ田19番地２
債務者　中川　純子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲団地12―103号
債務者　佐田野通子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市東塚２丁目12番23号
債務者　小河原　誠
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
高知市上町４丁目４番25号　三條アパート
債務者　大谷　昭子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７４号
高知市上町４丁目４番25号　三條アパート
債務者　大谷千鶴子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７９号
高知市永国寺町１番43号　ハイツ永国寺305号
債務者　野瀬　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第４５８号
千葉県市原市市原121番地１
破産者　亡安川隆夫相続財産
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５２９号
札幌市豊平区平岸３条７丁目１番27号
破産者　株式会社太陽広告社
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１号
北海道千歳市北斗３丁目16番２号
破産者　株式会社正木土建
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
長野県安曇野市三郷温6104番地
破産者　株式会社光ホーム
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５６４号
愛知県豊明市新栄町２丁目１番地の１
破産者　有限会社新栄運輸
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９号
東京都稲城市東長沼597番地の３
破産者　有限会社サトウ工芸社
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２１号
東京都稲城市東長沼1300番地篠崎ビル303
破産者　佐藤志保子
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５０３号
最後の住所東京都立川市栄町４丁目38番地の７
破産者　亡大高順也相続財産
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２５１号
横浜市戸塚区名瀬町794番地
破産者　株式会社フジレックス
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
静岡県富士宮市粟倉917番地の１
破産者　株式会社Ａ・Ｓサービス
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６０号
静岡県浜松市北区新都田５丁目３番15号、代表者の住所静岡県湖西市新所原２丁目８番５号
破産者　有限会社ミズホサーベイ
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５５３号
鹿児島県鹿屋市白水町1986番地４
破産者　丸栄建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係